

○ 小山町

おやま

No. 145

2016/2月1日号

町議会だより

発行：静岡県駿東郡小山町議会

1月17日 町内一周駅伝大会

晴天に恵まれ多目的広場をスタートゴールに行われました。数多くのチームが参加し、町内に元気を届けました。

議会基本条例を制定 2

・12月定例会ピックアップ 5

・各常任委員会の報告 6

7人が一般質問 町政のここが知りたい 7

・足柄地区から「わたしの金太郎」 14

10月臨時会
12月定例会



基本条例を制定

23議案、議会から1議案の計24議案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

議会基本条例 前文

富士山頂と金太郎生誕の地を持つ小山町。
小山町議会(以下「議会」という。)は、小山町民(以下「町民」という。)の負託を受けた議員により構成され、同様に町民の負託を受けた町長とともに、二元代表制のもと小山町を代表する機関として、互いに切磋琢磨し続けることで最良のまちづくりを担う。
議会は、町民を代表する合議制の議事機関であり、小山町の政策や条例を決定する意思決定機関と町長及びその他執行機関(以下「町長等」という。)の監視機関としての役割と責任を有し、その使命は重大である。小山町の町政進展と町民福祉の向上のために、広く町民の声を町政に反映させるとともに、議会の意思決定における過程を町民に対して説明する責任を果たす使命が課せられている。
これらを実現させるため、公平公正で透明な開かれた議会を目指し、議員間の議論の推進や議員の資質向上に努め、議会及び議員自らが襟を正して職務に専念するとともに広く町民に議会の情報を発信するよう努める。そして、地方分権の時代にふさわしい町民に信頼され、存在感のある議会であり続けるために不断の議会改革に努めなければならない。

ここに議会のあるべき姿を明らかにし、小山町の更なる発展のため小山町議会基本条例を制定する。

これらを実現すべく小山町議会は努力を重ねていきます。

小山町議会基本条例は、小山町議会のあるべき姿をうたった前文から始まり、6章からなる全16条の構成となっています。

第1章 総則

第1条(目的)

1 この条例は、本町の町政進展と町民福祉の向上のため、議会及び議員活動の基本事項を定めることにより、議会のあるべき姿を広く町民に示し、より活発で町民に開かれた議会を実現することを目的とする。

【解説】 Commentary

この条例が、小山町議会のあるべき姿を示し、議会及び議員活動の基本事項として定めることを規定します。

第2章 議会

第2条(議会の使命)

1 議会は、町民を代表する議事機関として、町政進展と町民福祉の向上のため、町の意思決定機関と町長等の監視機関としての役割と責任を強く認識し、

広く町民の声を町政に反映するとともに議会の情報を町民へ発信する。

【解説】 Commentary

町民を代表する議事機関として、その役割と責任を認識し、町民の声を生かす、議会内の情報を町民へ発信することを小山町議会の使命とします。

第3章

(議会の活動原則)

1 議会は、町民を代表する議事機関として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

【解説】 Commentary

(1)町政等の調査研究を通じて、政策決定及び政策提言を行う。
(2)町長等の事務執行について、適正な運営がなされているかの監視等を行う。

(3)公平公正な議会運営に努め、町民に対し透明で開かれた分かりやすい議会を目指す。

(4)議会の意思決定過程を町民に説明するとともに、広く町民の声を把握することに努め、町民との協

働のまちづくりを目指す。
(5)議員の資質向上のため、政策形成及び立案能力に対する議員研修の充実強化に努めるとともに、その研修結果を町政進展に生かす。

【解説】 Commentary

政策決定・提言や事務執行の監視はもとより、町民に対し開かれた議会を目指すなど、議会の使命に基づいた議会全体の活動原則を規定します。

第4章

(議会体制の充実)

1 議会は、委員会の設置並びに参考人及び公聴会制度の活用を努め、社会情勢や町政の変化に伴い生じる様々な課題に、迅速及び柔軟に対応するものとする。

2 議会は、議会事務局の体制強化に努め、議会の政策立案能力の向上及び円滑で効率的な運営を行うものとする。

【解説】 Commentary

今ある参考人や公聴会制度の活用、事務局体制強

平成27年12月16日に
全員賛成で可決
4月1日から施行

小山町議会

平成27年第6回12月定例会が11月27日から12月16日まで20日間で開催され、町から

現在、日本を取り巻く様々な状況の変化は著しく、小山町もそれらに伴う課題に直面しています。そして、地方自治体の団体意思を決定し、執行機関を監視する役割を担う地方議会の役割は、更に重要度を増しています。

また、地方議会制度も、議会の権限や自由度の拡大に資する制度改革が積み重ねられ、各地方自治体における議会の自主性を発揮できる環境が整いつつあります。

そのような中、小山町議会では、議会改革調査特別委員会を設置し、「できることから始めてみよう」といった身近な改革から取り組み始め、様々な改革を実施してきたことを踏まえ、今後の小山町議会のあるべき姿を議会の最高規範として町民の皆様にお示しするため、議会基本条例を制定します。

条例制定の背景

これまでの取組

平成24年3月
議会改革調査特別委員会を全員参加で設置

平成24年度
特別委員会(10回)分科会(2回)等を開催「政務活動費」「会派制」「反問権」「一問一答方式」「申し合わせ事項の規定化」などに取り組む

平成26年度
特別委員会(6回)、分科会(7回)を開催し「議会基本条例(案)」「最終報告書」を作成

平成27年度
改選により、新しい議員の意見を踏まえ「議会基本条例」を再検討。パブリックコメントを経て、12月議会に上程。全員賛成で可決

化に努めることで議会体制を充実させることを規定します。

第3章 議員

第5条(議員の責務)

1 議員は、町政進展と町民福祉の向上のために町民からの負託を受けた議員であることを常に自覚し、議員間の自由な議論の推進と町全体の視点に立った活動をする。

【解説】Commentary

町民から負託を受けた議員であることを常に自覚するなど議員としての責務を規定します。

第6条

(議員の活動原則)

1 議員は、前条の活動に当たっては、次に掲げる原則に基づき行うものとする。

(一)町民全体の代表者として、名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識

し、議会の一員として、その使命の達成に努める。

(二)議会が言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員間の自由な議論を重んじるよう努める。

(三)町政全般について、広い視点と長期的展望に立った政策立案をするため、自らの能力を高めるとともに、町民の意見及び要望を的確に把握することに努める。

要な経費の一部として、小山町議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年小山町条例第2号)により政務活動費の交付を受けることができる。

2 議員及び会派は、政務活動費を適正に執行し、収支報告書(領収書等の証拠書類を含む。)及び帳簿は、小山町議会政務活動費の交付に関する条例その他関係法令により公開する。

【解説】Commentary

議会は、政務活動費に関する規定の改正に当たっては、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分に検討するものとする。

【解説】Commentary

議会改革に伴い導入した政務活動費について規定し、適正な執行や収支報告等の公開について規定します。

第7条(政務活動費)

1 議員及び会派は、政策立案又は政策提言を行うための調査及び研究その他の活動に資するため必

第8条(議員定数)

1 議員定数は、議会の活動原則に沿った、議会としての機能を果たすのにふさわしいものとする。これを基本とし、小山町議会議

員定数条例(平成14年小山町条例第17号)で定める。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、町民の意向を把握し、本町の実情にあった定数を検討するものとする。

第9条(議員報酬)

1 議員報酬は、議員としての活動を保障するものであることを基本とし、小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和36年小山町条例第19号)で定める。

2 議員報酬の改正を議員が提出する場合は、町民の意向を参考にすることを要する。

【解説】 Commentary

議員定数・議員報酬について、町民の意向を反映するなど基本的な考えを規定します。

第4章 町民と議会

第10条 (町民と議会の関係)

1 議会は、町民との協働のまちづくりを推進し、町民に対して議会の意思決

定に対する説明責任を十分に果たすため、次に掲げる事項に留意して活動するものとする。

(1) 議会の本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会を原則として公開する。

(2) 積極的な情報の公開及び提供に努める。

【解説】 Commentary

議会が町民との協働を推進し、議会の会議を原則公開とすることで情報公開に努めるなど町民と議会の関係を規定します。



第11条(議会報告会)

1 議会は、前条の活動を推進し議会運営を改善するため、町民と議員が情報、意見等を交換することができる議会報告会を行うものとする。

【解説】 Commentary

議会として、協働を推進し議会運営に町民の意見を反映するために議会報告会を開催することを規定します。

第12条(議会広報)

1 議会は、議会独自の視点から、町政に係る重要な情報を町民に対し提供できるよう議会広報の作成と充実を努めるものとする。

2 議会広報は、情報技術の発展を踏まえた多様な手段の活用を図り、町民が関心を持つことのできる内容と十分な情報の公開に努めるものとする。

【解説】 Commentary

より充実した議会広報に努めることを規定します。

第5章 町長等と議会

第13条(町長等と議会及び議員の関係)

1 町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と町長は、それぞれの特性を生かした二元代表制のもと、互いに緊張関係を維持し、議論し合い、協力し合うことを意識し、最良な町政運営を担うものとする。

2 議会における議論は、広く町政について、その論点及び争点を明確にし、互いに町民に分かりやすいものとなるよう努めるとともに、町長並びに執行機関の長及び代表者は、別に定める規定により、議員の質問に対し反問することができる。

3 議会は、町長に対して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項及び同条第2項に定める事件について、議案審議における論点を形成し争点を明確にするため、原則として、次に掲げる資料等を求めるものとする。

(一) 予算及び決算の審議

については、政策別又は事業別の分かりやすい資料及び説明

(2) 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例(平成25年小山町条例第1号)第2条第1項に規定する基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止については、その経緯、必要性その他の重要な事項に関する資料及び説明

【解説】 Commentary

町長等と議会が、互いに緊張関係を維持し協力し合うことで、最良な町政運営を担うことを規定します。

第6章 条例の位置付け

第14条(最高規範性)

1 この条例は、小山町議会運営に関する最高規範であって、議会は、この条例で定める目的、原則等を實現させるために必要な事項について、別に条例、規則等を整備する。

【解説】 Commentary

この条例を小山町議会の最高規範として位置づけ、議員共通の理解のもと継続的な検討を行うことを規定します。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

12月定例会
ピックアップ

ふるさと納税が好調
一般寄附金を3億円増額補正

平成27年度一般会計予算を1億1824万4千円増額し、総額97億7133万6千円とする補正予算を全員賛成で可決。主な内容は次のとおり。

歳入

○総務費国庫補助金

3708万4千円減額
地域活性化等交付金の減額と選挙年齢引き下げに伴うシステム改修費

○土木費国庫補助金

1億9733万3千円減額

町道3975号線道路整備、都市計画道路大胡田用沢線の社会資本整備総合交付金の決定

Q 交付金が減額されているが、都市計画道路は新東名開通に間に合うのか。

A 平成26年度から平成30年度の5年間で事業を進めています。

○不動産売却収入

4130万円増額

きたこう保育園跡地売却ほか

Q きたこう保育園跡地は、レゴへのような目的で売却したか。

A 一般競争入札で、白辛産業株式会社へ売却し、宅地分譲が目的と聞いています。

○一般寄附金

3億円増額

平成28年3月までのふるさと寄附金の増額を見込む

歳出

○基金管理費

2億2400万円増額

将来のための財政調整基金へ2億円とふるさと寄附金のうち、文化財等の保全等を目的とした寄附を2400万円見込み文化財保護基金へ

○企業立地振興費

2450万円増額

足柄サービスエリアアクセス道路関連用地、物件調査など

○ふるさと振興事業費

1億2659万8千円増額

ふるさと寄附金の増額に伴いお礼の品を送る経費

○自立支援給付費

3千850万円増額

国庫負担金により、障害介護給付の利用者増などに対応

○環境保全費

610万4千円増額

住宅の新築等の増加により合併浄化槽設置補助金の増額

○町道整備事業費

2058万1千円増額

須走地域振興事業基金を活用し、町道富士学校線街路灯設置など

特別会計

国民健康保険特別会計のほか5つの特別会計の補正予算を全員賛成で可決。

自治基本条例など重要な条例を可決
主に4月から施行されます

● 小山町自治基本条例

前文と8章、30条の条文で構成され、町民・議会・執行機関等が互いに尊重し、協力して元気で明るく豊かなまちづくりを進めていくための共通ルールとして制定。議会基本条例とともに小山町の未来へ向けた一歩です。

● 印鑑条例の一部改正

個人番号カードの活用の一環として、印鑑証明をコンビニで交付できるようにする改正。3月8日から施行します。

● 税条例の一部改正

入湯税を、宿泊を伴う場合150円、伴わない場合50円に改正。

● 公園条例の一部改正

須走多目的広場のパークゴルフ場を廃止する。全て全員賛成で可決

道の駅すばしり・あしがら温泉

平成28年度以降の指定管理者を可決

両施設ともに、町の指定管理者選定委員会において、事業者のこれまでの実績・今後の事業計画等が審査され、議案として提出されました。

● 道の駅すばしり

指定管理者
株式会社
フジヤマ・クオリティ

● あしがら温泉

指定管理者
足柄サービス
合同会社



今後活用が広がる個人番号カード

常任委員会 報告

12月定例会で、各常任委員会に付託された議案に対する質疑応答を報告します。

10月臨時会

平成27年第5回10月臨時会を10月16日に開催しました。町から土地の取得2件、補正予算1件、議会から選挙1件等の議案が提出され、原案のとおり可決されました。

●総務建設委員会 委員長 遠藤 豪

総務建設委員会に付託された14議案について12月8日に審議を行い、原案のとおり可決した。主な内容は次のとおり。

自治基本条例の制定

Q 14条財政運営の中で中長期財政計画の公表についてうたうことはできないか。

A 現在も中期財政計画を公表しており、それらも含め14条に規定していると解釈しています。

景観条例の制定

Q 景観重点地区を定めているが、今後この地区を基本的に考えているか。

A 重点地区として位置づけ規制をする地区は、須走本通りで新築・増築・修繕等に規制がかかります。

税条例の一部改正

Q 入湯税の改正により、見込まれる税収は。

A 26年度を基に想定すると、宿泊客150円で58万円余、日帰り客50円で480万円余の合計540万円余を見込んでいます。

平成27年度一般会計補正予算(第4号)

Q 須走口五合目トイレ使用協力金減額の原因は。また、適正な富士登山者数は。

A 27年度は、御嶽山や箱根の火山活動などの影響で、登山者も含め五合目への来訪者が前年比2

万人減少し、トイレの利用も減りました。

適正な登山者数は、2018年7月までに適正な水準を定めることになっており、今後3年間で検討します。

Q ふるさと納税返礼品で、大きく伸びた品、伸びなかった品は。今後の対応は。

A 伸びた品は、アイスクリームギフト券と電化製品です。伸びなかった品は、まだ発注されていない商品があり、一概に特定できません。今後も魅力ある品を事業者と相談していきます。



役場前町道改良工事祝賀

●文教厚生委員会 委員長 渡辺悦郎

文教厚生委員会に付託された5議案について12月9日に審議を行い、原案のとおり可決した。主な内容は次のとおり。

印鑑条例の一部改正

Q コンビニ交付は賛成だが、町民の安心安全に役立ていくためのセキュリティ対策は。

A 情報のクラウド化やパソコン等の端末を、個人番号を使用するもの、他のものを分離して使用するなど、とれる対策を講じています。

近隣自治体と時期を合わせてやったほうが良いのでは。

A 近隣自治体も個人番号カードを利用した交付を行うと聞いており、町では3月8日から交付できるよう御理解をお願いします。

平成27年度一般会計補正予算(第4号)

Q 文化財保護基金繰入金の使用は。

A 坂下区十王堂の収蔵施設の修繕を実施するため、所有者に交付する補助金です。

出産祝金増額の理由は。

A 出生数が、昨年度前期に比較し、今年度前期は10名ほど増えている現状から補正します。

ほか、消防団公務災害補償条例の一部改正、国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、現状を確認する質問があった。

◆土地の取得

・労働金庫研究所富士センター跡地(竹之下)

取得面積は25520.48平米。東名高速道路足柄SA周辺を広域都市交流拠点とする土地利用事業用地として取得。

一般社団法人全国労働金庫協会から6000万円取得。

・わさび平7筆(用沢)

取得面積は10223.15平米。富士小山わさび平宅地造成事業用地として取得。マツタ株式会社から4632万円取得。

◆議会運営委員長選任

鈴木 豊

◆広域行政組合議員選挙

込山 恒広

一般質問に7人が登壇 町政のここが知りたい

一般質問
(一問一答)



高畑博行



「裾野市版5374」ウェブサービス(提供:裾野市生活環境課)

Q 住民行政サービス向上にICT活用を A ICTを活用し町民等の利便性をさらに向上します

今開始する証明書類の発行サービスとは異なるICTを活用したサービスを各自治体では工夫して開始している。

実、オンライン申請や電子納付、オープンデータのサービス提供等の実現に向け研究します。

内全戸配布、HPや無線放送でお知らせしています。更なる利便性向上を図るため研究します。

の充実のため研究します。
図書館や体育館、文化会館等の情報をICTを活用して発信できないか。

Q 証明書発行サービス以外にどんなサービスが可能と考えているか。

Q 裾野市「裾野市版5374(こみなし)」のようなウェブサービスは考えないか。

Q 子育て連携システムをスマホやタブレットを使ってできないか。

Q 健康増進課長
子育て世代のスマートフォン等の利用状況を踏まえ、子育て支援情報発信ス向上に努めます。

Q ふるさと納税の状況は A 特産品等の企画や開拓、掲載情報を充実します

9月から開始したふるさと納税が好調だが、これは当局も予想以上の結果だと思ふ。

Q 寄附をしてくださった上位都道府県、寄附の理由、1件当たりの金額、寄附金の使い道の選択の割合は。

Q 返礼品の人気の品は何か。

Q 町長戦略課長
体との差別化をどうしていくのか。
今後も、町内の特産品等の企画、開拓を進めると共に、ポータルサイトの掲載情報を充実させるなど、PRしていきたいと考えています。

Q これほど好調な要因はどこにあると考えているか。

Q 町長戦略課長
金額は1万円、使い道は「特に指定しない」でいずれも45%を占めています。

Q 町長戦略課長
電化製品、アイスクリームのギフト券、特産品のトマトやもち米が人気です。

Q 町長戦略課長
サイト内の案内画面や返礼品の充実、他の自治

Q 町長
インターネットポータルサイト及びクレジット決済

Q 町長戦略課長
1位は東京都で全体の21%、2位神奈川県です。

Q サイトの案内画面や返礼品の充実、他の自治



角取山の民有林直轄治山工事(提供:静岡森林管理署)



池谷 弘
(おやまの会)

Q 三国山系に防災・森林資源活用を踏まえた植林を A 将来を見据えた多様な森林づくりを実施します

国による「民有林直轄治山事業」が採択され、10年間で三国山等山腹のスコリア土壌流出災害防止対策が進められている。伐期を迎えている山林も多くあり、災害に強く景観も考慮した種類による植林も必要である。また、計画されているバイオマス発電には、町内の森林資源に

よる持続可能な燃料木材供給が必要であり、今後トータルを考えた森林経営が必要である。

Q 直轄治山指定後の現状と今後は。

A 町長

27年度は、須走地域、北郷地域で溪間工や山腹工が実施され、来年度以降

町森林整備計画等に沿った指導をすることも、町有林については、自然条件や将来を見据えて植栽木を決定するなど、多様な森林づくりを行います。

Q 植栽種の指導は。

A 町長

所有者との永続的な森林資源活用の取り組みは。

A 町長

小山町山地強靱化総合対策協議会や森林経営計画の策定による集約化等を通じて、持続可能な森林資源の活用に向けた取り組みを行っています。

Q 新規定住者や地域活性に地域の空き家の利用は A 不動産流通にのる空き家の管理制度を検討します

三来拠点事業により定住人口増が推計されているが、働く場所のほかに住む場所も必要となる。住宅地建設の予定もあるが、町内の各地区には居住できそうな空き家が多くある。現在の空き家条例では所有者の管理面だけである。空き家を利用するためには町民の協力により空

き家の情報収集や管理をしていく必要がある。そして、各地の空き家を安価で各世代の人に居住してもらうことで地域活性や空き家の防犯上の問題、環境改善にも繋がる。

Q 各地区での空き家状況は。

A おやまで暮らそう課長

危険空き家等の情報を収集していますが、居住可能な空き家の把握はできていません。

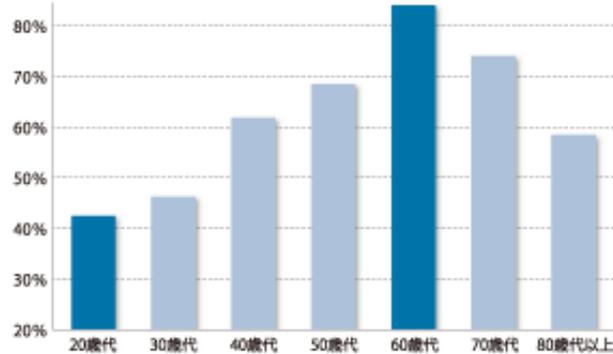
不動産流通にのるような管理制度が必要です。当面は、首都圏からの移住・定住事業と定住促進事業助成金「小山町売りたい・貸したい不動産バンク」をワンパッケージにして空き家・空き地対策に積極的に取り組んでいきます。

A おやまで暮らそう課長
今後拡大することが予想される「空き家」対策は町の重要課題であるため、一つでも多くの空き家が

一般質問
(一括)



佐藤省三
(おやまの会)



平成26年12月衆議院選挙の年代別投票率【小山町第9投票所】
(提供:小山町選挙管理委員会)

世界の9割近い国や地域では18歳選挙権で、オーストラリアでは既に16歳選挙権だという。いずれも若者の選挙、政治離れ対策であるが学校での幼少期からの指導とあいまって効果をもたらししている。

以前は、学級会活動の中で、諸問題に教員の指導助言のもと、子ども達の手で解決を図り、自治意識や問題に気付く力などを高めていた。

現在、学校では学級の諸問題にどのような指導をしているか。

学級における問題は教師の指導により解決する時と、子どもたちが話し合っ解決する時があります。このような時間は、過去に学級会活動と呼ばれた特別活動の中の学級活動として設けています。活動内容は各学校においてそれぞれ工夫をして

Q 選挙権年齢引き下げにかかる小中学校の学級指導は子どもたちの自治能力を高める教育を推進します

道徳の教科化が決定され、教科書の選定も進んでいる。

道徳の教科化が行われるのはなぜか。

学校教育法施行規則の改正により、道徳を特別の教科とすることになりました。

戦前の「修身」との違

Q 道徳の教科化による今後の指導の在り方は学校の教育活動全体を通して道徳指導をします

道徳の教科化が決定され、教科書の選定も進んでいる。

道徳の教科化が行われるのはなぜか。

学校教育法施行規則の改正により、道徳を特別の教科とすることになりました。

戦前の「修身」との違

練馬区災害時安否確認ボード

無事です
(OK/平安/무사합니다)

災害時、安否確認の必要がないご家庭は、
玄関の外のドアノブなどにこちらの面が見えるように掲示してください

東京都練馬区で配布されている安否確認ボード
※実態は黄色いボードです。(提供:練馬区民防災課)



池谷洋子

Q 災害時の「安否確認ボード」を全世帯に配布しては A 自主防災会連合会のご意見を伺い検討します

災害時「安否確認ボード」に無事ですと表記し玄関のドアノブなどに掛けることで救助隊員や地域住民が安否確認の必要がない家庭を効率的に判別し、迅速な人命救助につなげることができま。また裏面には水、食料の備蓄や家族との連絡方法の確認な

ど日頃の備えに関する心得も記載、このボードがあれば災害時の地域の状況が一目で分かります。

町で統一した安否確認の手段として誰が見てもわかる「安否確認ボード」を全世帯に配布しては。

町長 各世帯に対する安否確認の手段については、既に複数の自主防災会で、自宅にある黄色のハンカチ等を玄関に掲げるなどの方法で、独自に約束事を取り決めて実施しています。また、26年度は、日頃の備えなどを記載した「小山町

Q 「ヘルプカード」の普及促進を！ A 広域での普及促進を検討します

「ヘルプカード」は障がいのある人や難病を抱えた人が災害や事故に遭ったり道に迷ったりした緊急時に助けを求めるとともに使うカードです。カードには緊急連絡先や障がいの特性や具体的な支援内容などを記入し本人が持ち歩くものです。この事で緊急時や災害時に周囲から

のスムーズな支援が可能となり日常的な不安を取り除く効果があります。何かあった時は、すぐ弱者に支援の手を差し伸べられることが重要と考えます。

障がいの理解を深め、繋がりのある地域を目指すためにも「ヘルプカード」普及の促進を。

住民福祉課長 ヘルプカードの先進地事例では、表面を統一的なデザインにして、広域での普及と地域住民の理解を広めていくこと、また、幅広い関係者の意見を伺いながら検討することが必要としています。



昭和22年に建築された現在のJR足柄駅舎



鈴木 豊
(新生会)

Q 足柄駅舎改築と駅前再開発は A 駅舎を含めた足柄駅の利活用推進を図ります

足柄駅舎について、複合施設を設置を含めた再開発の必要性を問う。

R東海から借り受けることとしています。

複合施設を造る場合、どのような構想を持っているのか。

駅前の組織で検討しているところです。

足柄駅舎改築について、JR東海との協議はどの程度進めているか。

都市計画の関係は解決できているのか。

駅の利用性や安全性の向上を図り、賑わいを創る施設にすべきと考えています。

JR東海から駅名の変更は難しいと聞いていますが、足柄らしさを感じる愛称を決めるなど、検討したいと考えています。

町長

駅舎機能を備えた複合施設を設置していくこととお互い合意し、用地はJ

都市計画決定した区域等の変更は困難であるとの回答を得ていますが、利活用について検討したいと

足柄支所及びコミセン機能の移転は、考えてい

います。

Q 足柄幼稚園の将来構想は A 保育園や幼稚園のあり方は慎重な検討が必要です

現在、社会福祉法人博友会が「菜の花こども園」を建設中で、28年4月1日(予定)からの開園に向けて園児募集していました。

足柄幼稚園は、菜の花こども園と共存共栄の形で運営していくのか。

廃止も考えていくのか。

かもしれません。今後、どのような方法で将来に向けて検討するのか。

3歳児から5歳児については、足柄幼稚園と競合します。今後、足柄幼稚園児が極端に減ると存続も懸念される。

菜の花こども園を含む町内の各園は、それぞれの園の個性を尊重しながら、一体的に小山町の幼児教育保育に取り組みしていきます。

足柄幼稚園はもとより、公立幼稚園を取り巻く現状は大変厳しく、園児数も年々減少しています。今後の推移によつては足柄幼稚園に限らず町内の幼稚園、保育園のあり方を検討する必要があると

子ども子育て会議に諮り検討することになると考えますが、いずれにしても地域をはじめ様々な意見を反映し慎重に検討する必要があります。

町長

現在、社会福祉法人博友会が「菜の花こども園」を建設中で、28年4月1日(予定)からの開園に向けて園児募集していました。

菜の花こども園を含む町内の各園は、それぞれの園の個性を尊重しながら、一体的に小山町の幼児教育保育に取り組みしていきます。

足柄幼稚園はもとより、公立幼稚園を取り巻く現状は大変厳しく、園児数も年々減少しています。今後の推移によつては足柄幼稚園に限らず町内の幼稚園、保育園のあり方を検討する必要があると

子ども子育て会議に諮り検討することになると考えますが、いずれにしても地域をはじめ様々な意見を反映し慎重に検討する必要があります。

現在、社会福祉法人博友会が「菜の花こども園」を建設中で、28年4月1日(予定)からの開園に向けて園児募集していました。

菜の花こども園を含む町内の各園は、それぞれの園の個性を尊重しながら、一体的に小山町の幼児教育保育に取り組みしていきます。

足柄幼稚園はもとより、公立幼稚園を取り巻く現状は大変厳しく、園児数も年々減少しています。今後の推移によつては足柄幼稚園に限らず町内の幼稚園、保育園のあり方を検討する必要があると

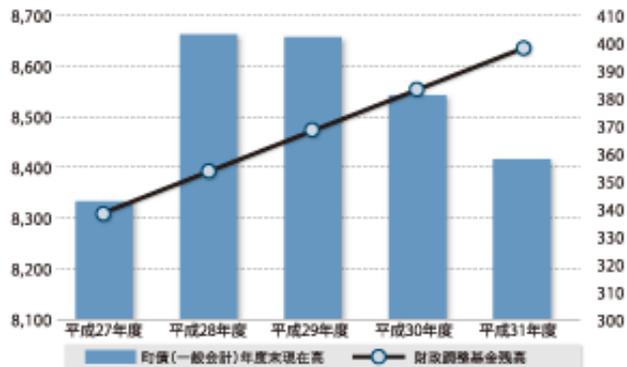
子ども子育て会議に諮り検討することになると考えますが、いずれにしても地域をはじめ様々な意見を反映し慎重に検討する必要があります。

一般質問
(一括)



園田豊造

■財政調整基金残高と町債残高の推移(百万円)



小山町中期財政計画で計画される財政調整基金と町債(平成27年3月公表)

Q 町の今後の財政運営は
A 財政健全化や持続可能な財政基盤確立を目指します

26年度の単年度収支は、小山町においては1億4061万4千円の赤字である。この原因は一体何だったのか。更に27年度では、この職を踏まえ工夫はされているのか。

国においては大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略政策を3本の柱として国の再生に取り組んでいる。町は、その中で民間投資を喚起することにより、町の財政出動を抑えていくのが賢明な策だ

と思うが、先の臨時議会においては、労働金庫跡地の全体を買い取り、また、開発のための建物、解体など、町の金でやっていくこととしている。

Q 今後の町の財政運営について伺う。

A 総務課長
今後の財政運営について

てですが、単年度収支とは、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて求めるものであり、前年度と当該年度の繰越金の差が影響します。26年度決算に基づく単年度収支は赤字でしたが、25、24年度決算では黒字でした。また、県内35市町の26年度決算に基づく単年度収支は18市町が赤字であり、県内市町の合計でも赤字となっています。

単年度収支は一定の期間において赤字になるのが健全であると同様に、健全であるときどき赤字になります。ときどき赤字にならないければ、黒字が貯まる一方であり、こういった状態は一般家庭の家計では許されず、地方公共団体としては、好ましくないと考えています。黒字が累積するようであれば、黒字を取り崩して、すなわち単年度収支を赤字にして、行政

水準の引き上げを図るべきと考えています。以上のことから、町としては、財政の健全化や、将来的に持続可能な財政基盤を確立するために中長期的な視点に立った中期財政計画の策定をすると共に、まちの発展や住民生活の向上のための政策に積極的に取り組んでいきます。

そのほか、町長から園田議員の質問に対する反問権が認められ、質問内容の事実確認について、町長からの反問及び園田議員からの答弁がありました。

※「反問権」とは、議会改革の取り組みの一環として、25年4月から導入されました。

その内容は、小山町議会会議規則第63条の2に定められており、概略は、

次のとおりです。

①町長並びに執行機関の長及び代表者(以下、町長等)は、議長の許可を得て、一般通告質問に対してのみ反問することができる。

②反問は、町長等が、議員の質問に対する説明をよりの確に行うため、議員の質問趣旨及び政策的な意図を明らかにし、相互の理解を深めるために行う。

③議長は、議論の進行を阻害するおそれがあるもの等と認めるときは許可を取り消し、発言を禁止することができる。

④反問は、同一議員の同一の質問項目について、1回限りが原則。

わたしの金太郎

町内で小山町を金太郎のように元気な町にするために頑張っている団体・人を議員自ら訪ねてお話を伺います。



足柄の玄関。JR足柄駅の隣にある公衆トイレは、毎日二人の方よりきれいに清掃され、訪れる方に喜ばれています。清掃をされている鈴木トシ子さんと稲富英子さんをご紹介します。

お仕事のきつかけは？
シルバー人材センターからの依頼です。何時頃から清掃をされていますか？
夏は、午前5時30分。冬は午前7時頃から1時間行っています。

JR足柄駅は登山客も多く、きれいなトイレを使ってもらえるよう心がけています。
町に期待することは？
トイレは、風雨が強い日は、雨などが吹き込みペーパーが濡れてしまうので、改善していただければ。

お仕事の感想は？
思うようにきれいに清掃できた時はうれしいですが、中には常識のない人もいます。その時には嫌な思いもします。
心がけていることは？

議会に期待することは？
ぜひ、足柄駅トイレをご覧いただき、きれいな足柄駅にしたいです。
(聞き手 園田豊造)

議員研修報告

町への導入を見据え県内先進地を視察



ラウンドアバウト型交差点

全議員で11月24日に焼津市での先進事例の視察研修を実施した。
①全職員へのタブレット端末の導入・活用
職員に説明し多くの賛同を得ながら管理職が率先して活用することで、ペーパーレス化・窓口での利用・現場からの情報発信・各支所間の連絡・業務改善等多くの効果が、特にセキュリティ対応も十分に対応していた。また、

ワークスタイル変革のため、職員主体による焼津市ビジョンマップに繋げていったことは高く評価できた。
②防災学習室等視察
子どもたちへの防災学習や危機管理、常設の防災対策本部を視察して危機管理状況の説明を受けた。
③ラウンドアバウト型交差点視察
今まで出合いがしらす

故が多く発生していたが、事故が大幅に減少し内容も軽くなっている。車道の流れを良くするため一旦停止をなくし、横断歩道も片側2カ所にしたが、問題がないとの説明を受けた。横断歩道等は設置場所により変更した方が良く感じた。
今回の視察は大変参考になり、私たち議員間で今後議論を深めたい。
(記 池谷 弘)

議会を傍聴してみませんか

本会議や常任委員会、傍聴することが可能です。傍聴を希望する方は、左記の開催予定日に、小山町役場4階議場または会議室へお気軽にお越しください。

3月定例会の開催予定

平成28年度予算を審議する重要な議会です。

2月19日(金)

町長提案説明

2月23日(火)

予算補足説明

2月29日(月)

予算質疑

3月4日(金)

一般質問

3月8日(火)

総務建設委員会

3月9日(水)

文教厚生委員会

3月16日(水)

委員長報告・討論・採決等

いずれも、開会時間は10時の予定です。決定次第、無線放送等でお知らせします。

編集後記

昨年12月16日に最終日を迎えた12月定例会は24の議案を審議し、全て可決して終了しました。

その中で、長期間にわたって議会で検討を重ねてきた議会の憲法ともいえる「小山町議会基本条例」が可決成立したことは、私たち議会にとって特筆すべきことです。

本町における議会改革は全員協議会等の公開や一般質問における一問一答方式の導入などは既に実行してきましたが、ここで、条例として制定しました。町の自治基本条例との整合性も図りながら、きちんと成文化されたわけです。

今後は、議会報告会の実践など、より開かれた議会にしていくように努力する所存です。
(記 高畑博行)

編集委員

- 委員長 池谷 弘
- 副委員長 佐藤省三
- 委員 高畑博行
- 委員 園田豊造
- 委員 阿部 司

